

令和元年11月5日
八幡市健康部高齢介護課

介護事業者の行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定に基づき、令和元年10月30日付で下記のとおり指定居宅介護支援事業者に係る指定の一部効力停止処分を行いましたので、お知らせします。

記

1 効力停止に係る事業者等

- (1) 事業者の名称 社会福祉法人八幡市社会福祉協議会
- (2) 代表者 会長 松本 伍男
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人八幡市社会福祉協議会居宅介護支援
- (4) 事業所の所在地 八幡市八幡東浦5番地

2 処分の内容及び期間

指定の一部の効力の6月停止（新規受入停止、報酬上限7割）
令和元年11月1日から令和2年4月30日まで

3 処分の理由

- (1) 当該事業所の介護支援専門員が担当する利用者の居宅介護支援に際して必要な居宅訪問やサービス担当者会議等を行っていない。
- (2) 居宅介護支援を構成する一連の業務をしていないにもかかわらず、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合に行うべき減算をせずに介護報酬を請求していた。
(法第84条第1項第3号及び第6号に該当)

4 事業者に対する経済上の措置

平成29年10月から令和元年9月（支払月）において不正に請求し受領した運営基準減算に伴う不正請求額約128万円、運営基準減算時に算定不可となっている特定事業所加算等に伴う不正請求額約1,739万円を返還させるほか、介護保険法第22条3項の規定により、返還させる額に100分の40を乗じた加算額の支払いを求める。

<参考法令>

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（指定の取消し等）

第八十四条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

三 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

（不正利得の徴収等）

第二十二條

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。